(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新庄市五日町字一本柳一一四〇番一地内	前	二〇・〇八～二〇・五六メートル	〇・一六五キロメートル
	後	二〇・〇八～六二・六六メートル	〇・一六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

路線名　供用開始の区間　東北地方整備局長　西村　拓

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

十三号　新庄市五日町字一本柳一一四〇番一地内

供用開始の期日　令和七年十二月十四日

○中部地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日　中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
飛騨市神岡町梨ケ根字鬼ヶ瀬九二番二から同市神岡町梨ケ根字垣内ノ上四二〇番一まで	前	一九・三六～六三・五三メートル	〇・〇三二七キロメートル
	後	二〇・二九～六三・五三メートル	〇・〇三二七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

路線名　供用開始の区間　中部地方整備局長　森本　輝

図面縦覧場所　飛騨市神岡町梨ケ根字鬼ヶ瀬九二番二から同市神岡町梨ケ根字垣内ノ下四〇九番一まで　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

四十一号

供用開始の期日　令和七年十二月十二日

○九州地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号及び二百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇佐市大字四日市字駄廻四〇三番一から同市大字四日市字駄廻四〇一番二まで	前	一五・二六～一八・五三メートル	〇・〇一二キロメートル
	後	一五・二六～一六・八七メートル	〇・〇一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十号及び二百十三号　宇佐市大字四日市字駄廻四〇三番一から同市大字四日市字駄廻四〇一番二まで　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十二日

○九州地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松浦市志佐町浦免字大浜一九七番四から同市志佐町浦免字出口四八七番一まで	前	三六・八六～四六・九四メートル	〇・四〇八キロメートル
	後	一三・三五～二九・〇五メートル	〇・四〇八キロメートル
松浦市志佐町庄野免字八郎一五三番一八から同市志佐町庄野免字闇夜谷三三六番一まで	前	一四・〇九～五四・三七メートル	〇・四八七キロメートル
	後	一四・〇九～四九・六五メートル	〇・四八七キロメートル
松浦市志佐町白浜免字遠見一五五六番から同市志佐町白浜免字猿飼一三一六番二まで	前	一五・二〇～一六・四五メートル	〇・一二〇キロメートル
	後	一五・二〇～一六・四二メートル	〇・一二〇キロメートル
松浦市志佐町白浜免字橘木九六六番一から同市志佐町白浜免字幸平三一番一まで	前	一五・四〇～六四・一四メートル	〇・一四三キロメートル
	後	一三・五四～六七・三七メートル	〇・一四三キロメートル
松浦市御厨町寺ノ尾免字水操二四四番三から同市御厨町田代免字神林一五三番まで	前	一五・二〇～一五・八五メートル	〇・一三五キロメートル
	後	一五・二〇～一六・四五メートル	〇・一三五キロメートル
松浦市御厨町田代免字前田二五四番六から佐世保市江迎町栗越二一四番一五まで	前	一三・八〇～一四五・二九メートル	〇・四四七キロメートル
	後	一三・八〇～八一・六一メートル	〇・四四七キロメートル
(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所	前	一三・八〇～二八・四七メートル	一・五五八キロメートル
	後	一二・八四～一〇二・七六メートル	一・五五八キロメートル

○九州地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百九十七号　松浦市志佐町浦免字大浜一九七番四から佐世保市江迎町栗越二一四番一まで　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十四日